

液化石油ガス事故対応要領

1. 目的

本要領は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る対応について、詳細を定めるものである。

具体的には、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第36条第2項又は第63条第1項の規定に基づく届出のうち、液化石油ガス法に係る事故の定義等の詳細を定めるとともに、経済産業省産業保安グループ（以下「本省」という。）、産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における液化石油ガス法に係る事故対応について定めている。

また、「別紙」に事故が発生した地域を管轄する都道府県（以下「都道府県」という。）が行うことが望ましい措置について記載している。

なお、「別紙」、「様式1」、「様式2」、「様式2-1」は、都道府県の保安担当部署に対して共有及び周知し、統一的な事故対応を図ることとする。

2. 液化石油ガス法に係る事故の定義等

（1）LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）

ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(２) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(３) その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、ＬＰガス事故には該当しない。

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記（１）に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。
例）自動車の飛び込みによる事故。

３. 事故の規模の定義

事故の規模の分類は、以下のとおりとする。

(１) A級事故

ＬＰガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者５名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が合計して１０名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して３０名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚

大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね５億円以上）が生じたもの。

- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑥ その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい^(※１)と認められるもの。

（※１：ＮＨＫ全国放送／民間全国放送／全国紙等で１０社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

（２）Ｂ級事故

Ａ級事故以外であって、ＬＰガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者１名以上４名以下のもの。
- ② 重傷者２名以上９名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者６名以上２９名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね１億円以上５億円未満）が生じたもの。
- ⑤ その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい^(※２)と認められるもの。

（※２：ＮＨＫ全国放送／民間全国放送／全国紙等で３社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

（３）Ｃ級事故

Ａ級事故及びＢ級事故以外のＬＰガス事故であって、次の「Ｃ１級事故」又は「Ｃ２級事故」のいずれかに該当するものをいう。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、Ｃ２級事故として取り扱う。

【Ｃ１級事故】

- ① 負傷者１名以上５名以下かつ重傷者１名以下のもの。
- ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

【Ｃ２級事故】

- ① Ｃ１級事故以外のＬＰガス事故。

4. 人的被害の定義

液化石油ガス法における人的被害の定義は、以下のとおりとする。

(1) 死者

事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者。

(2) 重傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者。

(3) 軽傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者。

5. 本省における対応

事故が発生した場合の本省における対応について、以下のとおりとする。

(1) LPガス事故に係る情報収集及び連絡

ガス安全室室長補佐（液化石油ガス技術担当）又は液化石油ガス事故分析・対策係長（以下「液化石油ガス技術担当補佐等」という。）（液化石油ガス技術担当補佐等が不在の場合は、ガス安全室総括補佐）は、事故が発生した地域を管轄する監督部から、様式1に掲げる情報を収集し、事故の規模に応じて本省関係者に連絡する。

なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後、情報が得られた項目については、随時追加することとする。

(2) LPガス事故現場へのガス安全室の職員等の現地派遣

- ① A級事故が発生した場合、ガス安全室長は、監督部の部長（支部長及び所長を含み、「監督部長」という。以下同じ。）に対し、監督部職員の現地派遣を要請するほか、必要に応じ、ガス安全室の職員を現地に派遣する。

また、大臣官房技術総括・保安審議官は、必要に応じ、産業保安審議官又はガス安全室長に現地派遣を指示する。

- ② B級事故であって、第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合について、ガス安全室長は、監督部長に対し、監督部職員の現地派遣を要請する。ただし、以下の場合は、この限りではない。

- ・事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。
 - ・監督部からは事故現場が遠方であり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。
- ③ 保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合には、高圧ガス保安協会の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行い、又は、これに現地調査を委嘱することができる。

（３）ＬＰガス事故発生直後の緊急措置

- ① 監督部と連携をとり、事故の状況を把握し、必要な場合には意見を述べる。
- ② 事故の原因究明のため、必要と認められるときには、都道府県、ＬＰガスの関係団体等の協力を得て所要の現地調査・実験研究等を行う。
- ③ 平成１９年２月１６日に経済産業省が定めた事故情報の公表基準及び大臣官房政策評価広報課広報室が定めるところに従いプレス発表を行う。

（４）事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止等のために必要であると認められるときは、次に掲げる対策を実施する。

- ① 事故の届出を行う販売事業者等（以下「販売事業者等」という。）の所管行政庁が本省であって、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあたると判断した場合、必要な指導又は処分を行う。
- ② 一般消費者等に対し、事故の内容（状況、原因、対策等）を広く公表し、注意を喚起するとともに、業界団体等に対し、注意文書の通知、対策事項の指示等による指導を行う。

（５）事故調査報告の整理・分析

- ① 監督部から提出された事故報告書類は、系統立てて分類整理し、１年ごとに集計して公表する。
- ② １年ごとに年間の事故の内容を分析したものを踏まえ、事故防止対策及び改善事項を集約し、ＬＰガス保安行政及び消費者啓発に反映させる。

６．監督部における対応

（１）ＬＰガス事故発生の連絡

事故の程度に関らず、事故が発生したことを覚知した場合は、速やかに電話等により、液化石油ガス技術担当補佐等（不在の場合は、ガス安全室総括補佐）に連絡する。

ただし、勤務時間外に覚知したＣ級事故については、直近の出勤日に速やかに連絡する。

連絡の際には、様式１に掲げる情報を収集し、液化石油ガス技術担当補佐等（不在の場合は、ガス安全室総括補佐）に連絡する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加することとする。

（２）ＬＰガス事故現場への監督部職員の現地派遣

- ① Ａ級事故が発生した場合、ガス安全室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式１に掲げる事項について調査を行う。なお、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、監督部職員に現地派遣を指示する。
- ② Ｂ級事故であって、第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合、ガス安全室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式１に掲げる事項について調査を行う。また、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、職員に現地派遣を指示する。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - ・ 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。
 - ・ 監督部からは事故現場が遠方にあり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。
- ③ 事故現場に職員を派遣した監督部は、調査途中の経過を、液化石油ガス技術担当補佐等（不在の場合は、ガス安全室総括補佐）に随時報告する。ただし、ガス安全室の職員も現地派遣に同行している場合は、この限りではない。

（３）ＬＰガス事故発生直後の措置

- ① 都道府県等の関係機関と連携して事故の状況を把握するとともに、別紙１の項目を確認し、必要な場合には意見を述べる。
- ② 重要な事項については、必要に応じガス安全室に連絡し、指示を受け

る。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止等のために必要であると認められるときは、次に掲げる対策を実施する。

- ① 販売事業者等の所管行政庁が監督部であって、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあると判断した場合、必要な指導又は処分を行う。
- ② 必要に応じ、都道府県等の関係機関と連携して、管内事情に応じた対策を講ずる。
- ③ 前記①及び②の結果については、ガス安全室に報告する。

(5) 事故報告

- ① A級事故又はB級事故の場合は、都道府県から事故発生の日から10日以内に液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）様式第58又は様式58の2による事故報告書（以下「事故報告書」という。）を受理し、速やかにガス安全室に提出する。
- ② C級事故については、都道府県から提出された事故報告書を1ヶ月分取りまとめ、速やかにガス安全室に提出する。
- ③ 事故発生後、3ヶ月経過しても原因等が判明していない事故（充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難を除く。）については、経過後1週間以内に様式2により都道府県から報告させ、遅滞なく本省に提出する。
- ④ 事故報告書を受ける都道府県と販売事業者等を所管する都道府県が異なる場合は、必要に応じて販売事業者等を所管する都道府県に事故報告書を送付する。

(6) 経済産業局との連携

監督部は、事故への対応に際し、必要に応じて経済産業局（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局）と適切に連携を図るものとする。

都道府県におけるＬＰガス事故等対応について

１．目的

本文書は、ＬＰガス事故及び充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難が発生した場合に、都道府県が行うことが望ましい措置について記載し、統一的な事故対応を行うことを目的とするものである。

２．ＬＰガス事故発生時の連絡

- (１) 事故の程度に係わらず事故が発生したことを覚知したときは、速やかに監督部へ連絡する。
- (２) Ａ級事故又はＢ級事故が発生したことを覚知したときは、勤務時間外であっても電話等により監督部に連絡する。
- (３) ただし、勤務時間外にＣ級事故が発生したことを覚知したときは、直近の出勤日に速やかに監督部へ連絡する。
- (４) 事故の連絡の際は、様式１に掲げる情報を収集し、監督部に連絡する。
なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時連絡すること。
- (５) 事故発生箇所が、充てん設備（充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）であって、かつ高圧ガス保安法に基づく移動式製造設備の許可を受けたものについては、許可を行った政令指定都市に対して、事故の連絡をする。
- (６) 事故覚知の時点で、ＬＰガス事故の疑いがある場合は、現時点で不明である旨を監督部に申し添える。また、原因が特定されるまでは、ＬＰガス事故として対応し、原因が判明した時点で、その旨を監督部に連絡する。

３．ＬＰガス事故現場への職員派遣

- (１) Ａ級事故又はＢ級事故が発生した場合、安全が確保されたことを確認したうえで、速やかに事故現場へ赴き、様式１に掲げる項目について調査を行う。
- (２) Ｃ級事故が発生した場合、調査が必要と判断された場合にあっては、事故現場に赴き、様式１に掲げる項目について調査を行うことを妨げない。
- (３) Ａ級事故又はＢ級事故が発生した場合は、現地調査の途中経過を状況に応じて監督部に報告する。ただし、ガス安全室、監督部が現地調査を実

施しているときは、この限りでない。

4. LPガス事故発生直後の措置

- (1) 監督部及び現地関係者等と連携し、事故の状況を把握するとともに、様式1の項目を確認する。
- (2) 重要な事項については、必要に応じ監督部と協議する。

5. 事故の再発防止対策等

販売事業者等の所管行政庁が都道府県であって、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあると判断した場合、販売事業者等の所管都道府県は、必要な指導又は処分を行う。

6. 事故報告

- (1) A級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に液石則様式第58又は液石則様式第58の2の事故報告書を監督部に提出する。

※液石則様式第58又は液石則様式第58の2の事故の状況欄における別紙については、様式2とし、必要に応じて写真、図面等を添付する。(以下同じ。)

- (2) C級事故については、1ヶ月分を取りまとめ、液石則様式第58又は液石則様式第58の2により、翌月10日までに監督部へ提出する。

※充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難にあつては、液石則様式第58の事故の状況欄における別紙については、様式2に代えて様式2-1とする。(以下同じ。)

- (3) 発生箇所及び発生原因を不明として報告した事故については、原因が判明次第様式2により報告する。
- (4) 事故発生箇所が、充てん設備(充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。)であつて、かつ高圧ガス保安法に基づく移動式製造設備の許可を受けたものについては、許可を行った政令指定都市に対して、様式2により情報提供する。
- (5) 事故発生後、3ヶ月経過しても原因等が判明していない事故(充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難を除く。)については、「不明」となっている理由等を記載のうえ、経過後1週間以内に様式2により報告する。
- (6) 事故報告書提出後、事故の原因、被害状況、措置等の変更又は確定した事項があつた場合には、追加報告を行う。

様式 1

事故発生報告

1.	発生日時（時間は24時間呼称）
2.	発生場所（市区町村名まで）
3.	事故種別 漏えい／漏えい爆発／漏えい爆発・火災／漏えい火災／CO中毒／酸欠／
4.	人的被害（有／無／確認中） 死者 名（うち第三者 名） 重傷者 名（うち第三者 名） 軽傷者 名（うち第三者 名）
5.	物的被害（有／無／確認中） 内容：
6.	火災認定（有／無／確認中）
7.	事故発生箇所 ①ガス栓 ②消費機器（燃焼器との接続管等を含む。） 燃焼器名称： ③配管等 ④メーター ⑤調整器 ⑥高圧ホース ⑦供給管 ⑧集合装置 ⑨バルク貯槽等 ⑩充てん設備（許可区分：高圧法・液化石油ガス法） ⑪貯蔵施設 ⑫充てん容器又は残ガス容器 ⑬その他 ⑭不明
8.	販売事業者等の名称等 ①名称（販売所名含む）： ②販売所所在地： ③連絡先：

	④所管行政庁：
9.	事故の概要等 ①事故の概要 ②推定原因
10.	職員の現地派遣（有／無／検討中） 監督部／都道府県／その他：

液化石油ガス事故報告書 その1

様式2

報告年月 _____ 年 _____ 月 _____ 日 都道府県 _____ 担当部署 _____		報告段階 速報 中間 (第 _____ 報) 確報
--	--	---------------------------------

事故発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日 _____ 時 _____ 分頃(24時間制)

事故分類 A B C1 C2

事故種別 LPガス事故 (漏えい 漏えい爆発 漏えい爆発・火災 漏えい火災 一酸化炭素中毒 酸欠)

人的被害 死者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名)
 重傷(症)者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名)
 軽傷(症)者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名)

物的被害 ・全焼 ・半焼 ・一部焼損 ・全壊 ・半壊 ・一部破損 ・その他(_____)

被害物件詳細 _____

損害見積額 _____ 億円(1億円未満は不要)

事故発生場所

1 住所又は所在地 _____ (市区町村まで)

I. 豪雪地域 II. 地震防災対策強化地域

2 建物用途 ・一般住宅 ・共同住宅 ・宿泊施設(旅館・ホテル等) ・飲食店 ・その他店舗 ・学校等 ・病院等 ・工場 ・事務所 ・その他 (_____)

I. 屋内 II. 屋外

3 安全装置等の設置義務 ・設置義務施設 / ・その他

4 LPガス供給先 ・一般消費者等 / ・認定対象一般消費者等

5 LPガス供給状況 ・容器 (・体積販売 ・質量販売) (_____ kg × _____ 本 (供給側 _____ 本 ・ 予備側 _____ 本)) ・バルク貯槽/貯槽 (_____ kg _____ 基)

6 事故原因箇所

高圧部	・貯蔵施設
	・充てん設備 (使用の本拠の所在地 / 充てん作業)
	・容器 ・バルク貯槽/貯槽 ・容器バルブ ・高圧ホース (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____)
	・集合装置 ・供給管 (本管/継手部 ・ 管の種類 (硬質管 (白管 ・ その他 (_____)) ・ その他) (露出部 / 隠ぺい部 ・ 埋設部 ・ その他 (_____) (施工年 _____) ・調整器 (単段式 / 自動切替 / その他) (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____) (容量 _____ kg/h)

低圧部	・供給管 (本管/継手部 ・ 管の種類 _____ ・ 露出部/隠ぺい部/埋設部/その他 (_____))
	・ガスメータ (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 設置年月 _____ ・容量 _____ m ³ /h)
	・配管 (末端ガス栓まで) (本管/継手部 ・ 管の種類 _____ ・ 露出部/隠ぺい部/埋設部/その他 (_____) ・ 施工年 _____)
	・ガス栓 (中間ガス栓 / 器具ガス栓 / 末端ガス栓(使用側・未使用側) ・ ガス栓の種類 _____ ・ 製造者又は輸入者名 _____ ・ 製造年月 _____)
	・配管 (末端ガス栓以降) (管の種類 _____ ・ 製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____)
	・燃焼器具 (機種名称 _____ ・ 給排気方式(開放式・CF・FE・BF・FF・R) (立消え安全装置 / 不完全燃焼防止装置 / その他 (_____) / 装置)
	※特定消費設備の場合 ・製造者又は輸入者の名称 _____ ・型式 _____ ・製造年月 _____
	【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】 ・特定工事業者の氏名又は名称及び連絡先 _____ ・監督者の氏名 _____ ・資格証の番号 _____ ・施工内容及び施工年月日 _____

販売事業者

1 販売事業者区分 販売事業者 / 認定販売事業者 (1号 / 2号)

2 販売事業者名称 _____ 登録番号 _____ 登録行政庁 _____

3 販売事業者所在地 _____

4 販売事業所名 _____

5 販売事業所所在地 _____

事故の状況

1 全容

2 原因

一次原因(直接原因)

【接続不良/損傷/腐食/劣化/不具合等/立消え/燃焼不良/換気不良/点火ミス/ガス栓等の開閉ミス/バルブ等の開閉ミス/その他/不明】

二次原因(間接原因)

【器具等製造不良/施工不完全/維持管理不完全/容器交換時等不備/供給設備点検不備/消費設備調査不備/緊急時対応不備/緊急時連絡不備/自然現象(風水害/地震/雪害/その他 (_____))/その他 (_____)】

3 対策

液化石油ガス事故報告書 その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況:

安全装置等設置状況

- | | | |
|-------------|--|------|
| a.ガス放出防止器 | a.設置 | b.無し |
| b.遮断弁付ガスメータ | a.設置(S/E/SB/EB/その他()) | b.無し |
| c.ヒューズガス栓 | a.設置 | b.無し |
| d.自動ガス遮断装置 | a.設置 (イ. ガス漏れ警報器連動 ロ. 対震 ハ. その他) | b.無し |
| e.CO警報器 | a.設置 (イ. 鳴動した ロ. 鳴動しない ハ. 不明) | b.無し |
| f.集中監視システム | a.設置 (イ. 双方向 ロ. 片方向) | b.無し |
| g.ガス漏れ警報器 | a.設置 (イ. 鳴動した ロ. 鳴動しない(検知区域外/その他(ハ. 不明) | b.無し |
| h.業務用換気警報器 | a.設置 (イ. 鳴動した ロ. 鳴動しない ハ. 不明) | b.無し |

責任の所在:(該当する項目を全てについてチェックする。)

- a.一般消費者等 b.販売事業者 c.保安機関 d.他工事業者 e.ガス工事業者 f.器具等メーカー g.充てん事業者 h.配送事業者
i.その他 () j.不明 ()

保安業務の実施状況(直近)

- | | | |
|-------------------------|----------------|---------|
| 1 供給開始時点検調査 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |
| 2 容器交換時供給設備点検 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |
| 3 定期供給設備点検 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |
| 4 定期消費設備調査 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |
| 5 周知 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |
| 6 緊急時対応 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |
| 7 緊急時連絡 (実施年月日) | ・ 保安機関名称及び事業所名 | ・ 指摘事項等 |

液化石油ガス事故報告書 その3

様式2

事故措置・対策

1 都道府県等が行った措置

2 法令違反の有無

- ・ 事故原因が直接法令違反の場合（ 関係条項 ）
- ・ その他の法令違反の場合（ 関係条項 ）
- ・ 違反事項なし

液化石油ガス事故報告書（喪失・盗難）

様式2-1

報告年月 都道府県 担当部署	____年 ____月 ____日 _____ _____	報告段階 速報 中間（第 ____ 報） 確報
----------------------	-------------------------------------	----------------------------------

事故発生日時 事故種別	____年 ____月 ____日 ____曜日 喪失 / 盗難	____時 ____分頃（24時間制）
----------------	-------------------------------------	---------------------

事故発生場所

1 住所又は所在地 _____（市区町村まで）

3 LPガス供給状況 ・容器（・体積販売 ・質量販売）（ ____ kg × ____ 本（供給側 ____ 本・予備側 ____ 本））

4 喪失又は盗難容器の容量及び本数（ ____ kg ____ 本 ）

5 容器番号 _____

販売事業者

1 販売事業者名称 _____ 登録番号 _____ 登録行政庁 _____

2 販売事業者所在地 _____

3 販売事業所名 _____

4 販売事業所所在地 _____

5 容器所有者名称 _____

事故の状況

1 全容

2 対策

3 その他参考となる事項

都道府県が行った措置

法令違反の有無

- ・ 事故原因が直接法令違反の場合（ 関係条項 _____ ）
- ・ その他の法令違反の場合（ 関係条項 _____ ）
- ・ 違反事項なし